

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00211831

2024年1月24日

発信課	市民生活部市民生活課消費生活センター
担当者	山本 裕子
連絡先	電 話 25-9747
	FAX 26-2545
	E-mail syo510@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [○] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 []
日 程	令和6年1月24日 ~ 令和6年2月13日
発表項目 (行事名)	「バス運賃変更に伴う市民の意見を聴く会」の開催について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>バス運賃変更に当たり市民の意見が反映されるよう、旭川市民の消費生活を守り高める条例第9条第2項に基づき「バス運賃変更に伴う市民の意見を聴く会」を開催するため、意見を述べる方を募集する。</p> <p>日時 令和6年2月15日(木)午後6時 場所 旭川市7条通9丁目 旭川市民文化会館 大会議室 申込締切 令和6年2月13日(火)午後5時15分 (郵送の場合は、 令和6年2月13日(火)必着分まで) 申込先 旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階 旭川市消費生活センター</p>
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道(取材)に当 たってのお願い	
備 考	

令和6年1月24日

各報道機関 様

旭川市消費生活センター
(内線 80-2651)

「バス運賃変更に伴う市民の意見を聴く会」の開催について

旭川市民の消費生活を守り高める条例（昭和50年旭川市条例第36号）第9条第1項の規定により、道北バス株式会社からバス運賃を変更したいとの通知があったので、消費者の意見が反映されるよう、同条第2項の規定により「バス運賃変更に伴う市民の意見を聴く会」を次のとおり開催します。

つきましては、広く市民に周知いたしたく報道下さいますようお願いいたします。

- 1 日時 令和6年2月15日（木） 午後6時
- 2 会場 旭川市7条通9丁目 旭川市民文化会館 大会議室
- 3 参加申込方法 意見を述べようとする方は、来庁若しくは電話により、又は住所、氏名、電話番号及び代読希望の有無を記載した書類を郵送、FAX若しくは電子メールにより提出し、お申し込みください。なお、書面での意見も受け付けます。
- 4 申込締切 令和6年2月13日（火） 午後5時15分
(郵送の場合は、令和6年2月13日（火）必着分まで)
- 5 申込先 旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階
旭川市消費生活センター
電話 25-9747 FAX 26-2545
電子メールアドレス syo510@city.asahikawa.hokkaido.jp
受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時15分までです（FAX及び電子メールは常時受付）。
- 6 定員 意見を述べる方の人数は制限しません。
- 7 意見を述べる時間 意見を述べる時間は、1人3分以内とさせていただきます。
- 8 傍聴 事前に申し込む必要はありませんが、多数の場合は会場の都合により傍聴できないことがありますので御了承ください。
- 9 その他 本会は、広く市民の皆様の意見を聴く場です。道北バス株式会社が開催する説明会ではないため、質問又は討論に当たる発言は御遠慮願います。また、道北バス株式会社からの通知内容につきましては、旭川市消費生活センターへお問い合わせください。



06道北第 35号
令和6年1月15日

旭川市長 今津 寛介 様

旭川市近文町16丁目2698番地の1
道北バス株式会社
代表取締役 松本 神一



乗合バス運賃の変更に係る通知について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、当社では旭川市の協議運賃に基づく乗合バス運賃の変更について、近く国土交通省北海道運輸局に対し変更申請及び、届出を行う予定です。

つきましては、旭川市民の消費生活を守り高める条例の定めに基づき、変更内容について通知いたします。

- 1 申請を予定している時期
令和6年2月下旬
- 2 変更を予定している時期
令和6年4月1日
- 3 運賃を変更しようとする理由及び料金の内容
別紙のとおり
 - ・旭川市内のバス運賃改定について
 - ・協議運賃実施に伴う実施運賃の調整上げについて

(連絡先)

旭川市近文町16丁目2698-1
道北バス株式会社 営業部
(担当) 中田、岡田
TEL:(0166)51-0111

旭川市内のバス運賃改定について
(協議運賃の合意)

1 改定の趣旨

旭川市内のバス乗車人員数は、過去 10 年で約 1,350 万人から約 840 万人まで減少している一方で、車両管理コストや燃料費の増もあり、現在は路線バス運行に係る収支のバランスが崩れている上に、全国的に運転手の不足を理由とした減便が行われる中、本市においても路線バス運転手は減少しており、このままではバス路線網の維持が困難な状況となってきました。

このような中、旭川電気軌道株式会社が、令和 6 年 4 月 1 日(予定)からの運賃改定を発表しており、同社路線と重複するバス路線において同社との同一の運賃体系を維持することで、現在共通利用が可能な IC カードの使用に支障が出るなど利用者の混乱を避けること等を目的とし、また安定した運営形態や運転手の確保など、路線バス運行に係る収支改善に資するため、道路運送法第 9 条第 4 項の規定に基づく協議を行い、地域に適した市内路線バスの適正な運賃を設定いたします。

2 改定の対象

(1) 対象事業者

道北バス株式会社

(2) 対象運賃

本市内特殊区間制運賃

(3) 対象となる理由

協議運賃の対象とする区間は、本市内で完結しており、市内移動の多くを占める特殊区間制運賃の区間とする。

3 特殊区間制運賃改定に当たっての考え方

(1) 検討の基礎データについて

適正運賃の検討に当たっては、対象事業者である道北バス株式会社のデータを基に行った。

(2) 運賃値上げによる効果の試算について

特殊区間制運賃を旭川電気軌道株式会社の値上げ幅と同額にした場合
(半区, 1区, 2区は20円, 3区, 4区は30円値上げ)

特殊区間制 運賃の試算	経常収入 (千円)	アップ率 (%)
現行	385,407	—
改定後	432,969	12.3

(3) 新型コロナウイルス感染症からの回復等について

	利用者数 (人)	対前年比 (%)
令和3年度	7,571,547	—
令和4年度	8,353,380	110.3

※旭川市内の路線バス利用者数

(4) シミュレーションの結果について

令和4年度の状況を基に、特殊区間制運賃の区間の収支改善状況の計算を行った。

計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復状況を考慮することとし、令和3年度から令和4年度の回復率を乗じて補正した。

	経常収入 (千円)	経常収入 ※コロナ回復補正後 (千円)	経常費用 (千円)	収支 ※コロナ回復補正後 (千円)
現行	385,407	425,104	505,503	▲80,399
改定後	432,969	477,565	505,503	▲27,938

(5) 結論について

重複路線において先行して運賃改定を公表している旭川電気軌道と同一の運賃体系を維持することで利用者の混乱回避を図るとともに、今後もコロナ禍で落ち込んだ需要の回復が期待できること等を踏まえ、市民生活への影響を考慮し急激な運賃上昇としない範囲での収支改善とするため、特殊区間制運賃の値上げ幅を旭川電気軌道株式会社と同額の20～30円とする。

4 運賃改定について

(1) 実施時期

令和6年4月1日

(2) 改定内容

運賃制度		現行	改定後
特殊区間制	半区	180円	200円
	1区	200円	220円
	2区	220円	250円
	3区	240円	270円
	4区	260円	290円

(3) 各種運賃への適用方法について

通勤定期・通学定期旅客運賃及び普通回数旅客運賃は、(2)に示す運賃を適用して算出した運賃とする。なお、算出方法については、令和6年1月1日現在の道北バス株式会社の運賃適用方法により算出するものとする。

(4) その他

令和6年4月1日以降、道北バス株式会社が「路線や運行系統の新設及び変更」並びに「停留所の新設、変更及び廃止」など、本協議運賃に関係する区間において、申請又は届出を行う場合は、これらに伴い新たに定められる特殊区間制及び対キロ区間制の区界につき、既存の路線との均衡が図られることを前提として、本協議運賃に記載する内容を適用できることとする。

協議運賃実施に伴う実施運賃の調整上げについて

市内特殊区間の協議運賃による運賃値上げに伴い、一部対キロ運賃区間において不合理が生じることから、不合理的解消の為、実施運賃の調整値上げを行う。

対キロ区間制運賃（協議運賃実施に伴う調整上げ）

対キロ運賃区間賃率 43 円 20 銭

主な対象区間の運賃

区間		現行運賃	変更実施運賃
大町2条10丁目	～ 療育センター	190円	200円
神居7条4丁目	～ 高砂台6丁目	190円	200円
神居2条1丁目	～ 忠和5条1丁目	190円	200円
神居2条10丁目	～ 忠和5条2丁目	210円	220円
本町	～ 末広1条7丁目	220円	250円
1条8丁目	～ ゴルフ場入口	240円	250円
4条14丁目	～ 永山2条2丁目	240円	250円
神居2条10丁目	～ 永山2条2丁目	260円	270円

関係例規等抜粋

旭川市民の消費生活を守り高める条例

(市民の意見を聴く会の開催)

第9条 公益的事業者が、その料金を変更しようとするときは、事前に市長に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を受けた場合、必要があると認めるときは、広く市民の意見を聴く会を事業者の協力を求めて開き、消費者の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の公益的事業者の範囲について定めるものとする。

旭川市民の消費生活を守り高める条例施行規則

(公益的事業者の通知事項)

第3条 条例第9条第1項の規定により公益的事業者が市長に通知する事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 申請等の時期

(2) 料金を変更しようとする理由

(3) 変更しようとする料金の内容

2 条例第9条第3項の規定により市長は、公益的事業者の範囲を定めたときは、告示するものとする。

公益的事業者の範囲について

旭川市民の消費生活を守り高める条例（昭和50年旭川市条例第36号）第9条第3項及び旭川市民の消費生活を守り高める条例施行規則（昭和51年旭川市規則第27号）第3条第2項の規定に基づき公益的事業者の範囲を次のように定める。

1 公益的事業者の範囲

旭川市水道局

旭川電気軌道株式会社

道北バス株式会社

道路運送法

発令 : 昭和26年6月1日号外法律第183号

最終改正 : 令和5年4月28日号外法律第18号

改正内容 : 令和5年4月28日号外法律第18号[令和5年10月1日]

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号（第三項又は第四項の運賃等にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

